

※情報公開用許可証※
本許可証は情報公開および契約更新のためのものであり、
当社の許可なく使用・転用することはできません。

様式第九号（第十条の六関係）

6082

許可番号 00821108437

産業廃棄物処分業許可証

住 所 茨城県笠間市安居 3 0 4 1 番地の 2

氏 名 株式会社 リサイクルパーク

代表取締役 大木 高典

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

COPY

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 6 項
第 1 4 条 の 2 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大 井 川 和 彦



許可の年月日

令和 6 年 2 月 1 日

許可の有効年月日

令和 1 0 年 1 2 月 2 3 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分

切断：廃プラスチック類（*3）（*5）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（*5）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（*3）（*5）、がれき類（*3） 以上 8 種類

破碎・選別施設：廃プラスチック類（*3）（*5）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（*5）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（*3）（*5）、がれき類（*3） 以上 8 種類

（※）記載品目については、（*3）石綿含有産業廃棄物を除く、（*5）水銀使用製品産業廃棄物を除く

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記 1 のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成 15 年 12 月 24 日	新規許可	令和 6 年 2 月 1 日	更新許可
平成 20 年 12 月 24 日	更新許可		以 下 余 白
平成 26 年 1 月 30 日	更新許可		
平成 31 年 3 月 7 日	更新許可		
令和 4 年 5 月 19 日	変更届（代表者の変更）		

5. 規則第 1 0 条 の 4 第 7 項 の規定による許可証の提出の有無

有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県笠間市安居3041番地の2

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
切断施設	ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず 7.2t/日 (8時間) 廃プラスチック類 7.2t/日 (8時間) 金属くず 10.8t/日 (8時間) 紙くず 7.2t/日 (8時間) 木くず 1.8t/日 (8時間) 繊維くず 7.2t/日 (8時間) がれき類 7.2t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (*3) (*5)、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属 くず (*5)、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁 器くず (*3) (*5)、がれき類 (*3) 以上8種類	平成 15 年 12 月 10 日 ー ー
破碎・選別施設	ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず 17.75t/日 (8時間) 廃プラスチック類 3.24t/日 (8時間) 金属くず 6.84t/日 (8時間) 紙くず 2.88t/日 (8時間) 木くず 4.54t/日 (8時間) 繊維くず 3.02t/日 (8時間) がれき類 4.92t/日 (8時間) 混合廃棄物 6.80t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (*3) (*5)、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属 くず (*5)、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁 器くず (*3) (*5)、がれき類 (*3) 以上8種類	平成 15 年 12 月 10 日 ー ー

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く

※情報公開用許可証※
本許可証は情報公開および契約更新のためのものであり、
当社の許可なく使用・転用することはできません。